

送り出し教育実施要領

平成26年10月20日
美保テクノス株式会社
労務安全課

1. 目的

建設業では、重層構造の請負形態で施工されるのが一般的であり、他社の作業員との混在作業を行う為、自社の従業規則等のほか元請けの定めるルールなども守らなければなりません。作業員が新しい現場で仕事を開始する際には、事業主が事前に当該現場の情報や安全衛生教育、作業手順を教育し、作業員の安全作業への意識向上を図ることを目的とします。

2. 実施時期

職長、作業主任者、作業員を現場に就労させる前日までに行う。

3. 教育実施者

作業員の雇用事業主又は、安全衛生担当者が行う。

4. 教育時間

時間数には特に指定はないが、職長、作業主任者、作業員が内容を理解できていること。

5. 教育内容

- ①所属会社の安全衛生管理方針、安全目標、安全衛生管理計画
- ②作業手順書（リスクアセスメントによる危険性・有害性の低減）
- ③要資格作業の有資格者に対する教育
- ④職長・作業主任者等の職務に対する教育
- ⑤現場概要及び現場組織
- ⑥現場のルール及び特別指示事項

6. 教育資料

- ①自社（当該協力会社）で作成した安全教育資料
- ②一次協力会社が作成した安全教育資料（二次以下）
- ③作業手順書（リスクアセスメントを行なっていること）
- ④新規入場者のみなさんへ（現場の特別指示事項）
- ⑤必要に応じてハザードマップ等

（注）教育資料の①～③は、協力会社が用意する。

④～⑤は、美保テクノスが事前に作成して、協力会社へ送付する。

7. 報告方法

現場への就労前又は、就労時に「送り出し教育実施報告書」、「新規入場時送り出し教育受講者一覧」（自筆でサインしたもの）、「教育資料」、「新規入場教育終了書」を一式として提出させる。